

令和3年6月17日  
子ども・若者部  
教育委員会事務局

(仮称)世田谷区いじめ対策方針検討委員会の設置について

1 主 旨

いじめは、子どもたちの生命や心身の健全な成長並びに人格の形成に重大な影響を及ぼす重大問題であることから、いじめ防止等の対策を推進してきた。一方で、いじめの認知数については増加しているものの、都や国と比較すると下回っている。今後学校はいじめの早期発見及び積極的な認知に努め、解消を図っていくことが必要と考える。このことを踏まえ、いじめ対策の施策の充実に向け、「いじめ防止基本方針」（平成26年3月策定）の見直し等を行うための「(仮称)世田谷区いじめ対策方針検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置する。

2 検討委員会の構成及び運営

(1) 検討委員会の構成

学識経験を有する者、弁護士、区立小学校長、区立中学校長、臨床心理士、青少年委員、せたがやホッと子どもサポート委員

(2) 検討委員会の運営

検討委員会を令和3年6月下旬以降、計3回程度実施する。検討委員会では、以下の検討内容について審議し、その検討結果を踏まえ、「いじめ防止基本方針」の改正、及びいじめ防止等に係る施策の見直しを図る。

3 検討内容

(1) いじめ防止等のために教育委員会が実施する施策について

(仮称)いじめ問題専門委員会の設置、いじめ防止・早期発見に関する取組み、いじめへの対応体制、学校への支援等

(2) いじめ防止等のために学校が実施すべき施策について

学校の組織づくり、いじめの防止・早期発見に向けた取組の具体化等

(3) 重大事態への対処について

重大事態の判断、報告、調査を行うための組織、調査の実施、調査結果の提供・報告及び公表等のあり方について

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年 6月下旬	第一回検討委員会
7月	第二回検討委員会
8月	第三回検討委員会（まとめ）
8月下旬	教育委員会報告（いじめ防止基本方針改正案）
9月上旬	文教・福祉保健常任委員会（いじめ防止基本方針改正案）
11月	いじめ防止基本方針改正

# 「いじめ防止基本方針」

(平成26年3月 平成29年12月 改定 世田谷区・世田谷区教育委員会)

## 第1 いじめ防止等の基本的な方針

### 1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、区立学校（以下「学校」という。）におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、世田谷区（以下「区」という。）、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、世田谷区子ども条例（平成13年条例第64号。以下「条例」という。）等を踏まえ、本区におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

### 2 いじめの定義

この基本方針において『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

### 3 いじめの禁止

条例第13条第1項では、「だれであっても、いじめをしてはなりません。」と定めている。いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

### 4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

条例第13条第2項では、「区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めています。」と定めている。

いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識のうえで、区、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

## (1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校にも起こりうることから、この問題にはすべての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

また、すべての児童・生徒がお互いを認め、心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校におけるすべての教育活動を通して、すべての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、すべての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重するという経験を重ね、望ましい人間関係をつくる力をはぐくんでいく。

また、児童会や生徒会、スクールバディ活動など、児童・生徒による主体的な取り組みへの支援の推進に加え、すべての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感などを感じられる学校や学級づくりを推進していく。

さらに、幼児期の教育において、発達段階に応じて他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児同士の遊びを通した学びにおいて、相手が嫌がることをしないことを重視した取り組みを促す。

あわせて、いじめへの取り組みの重要性や学校などの姿勢、取り組みについて、積極的に保護者や地域へ発信し、学校、家庭、地域などが連携して、取り組みを推進するための普及・啓発活動を推進する。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、すべての人が連携・協力し、児童・生徒の小さなサインに気付く力を高めていくことが必要である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやからかい、けんか、ふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合など、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることも認識し、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目するなど、児童・生徒の小さな変化をとらえ、理解を深めていくことが大切である。

このため、学校の教職員をはじめ、大人は児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、学校などによるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校内、あるいは学校外における教育相談体制の充実を図る。

また、電話やメールによる相談窓口等の周知などにより、児童・生徒が『声』をあげやすい環境づくり、雰囲気づくりに取り組んでいく。

さらに、家庭や地域などと連携し、地域の中で児童・生徒を見守っていく取り組みなどを推進する。

## (3) いじめへの早期対応

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など学校において迅速に対応していくことが重要である。特に、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならないことを十分に理解する。また、保護者や

教育委員会への連絡・相談や、状況に応じ関係機関との連携が必要である。

このため、いじめられた児童・生徒からの情報や、いじめの兆候を確実に受け止め、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようするため、いじめを受けている児童・生徒を組織的に守り通し、再発防止に向けた取り組みなどを徹底していく。

また、いじめ問題に適切に対応するため、個々の教員のいじめの問題への理解を深め、指導力を高めるとともに、教員個人が抱え込まず、教職員が一体となり、学校全体で保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的に対応できる体制を整えていく。

#### (4) 家庭や地域、関係機関との連携

地域ぐるみで児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくには、家庭や地域の方々、関係機関と連携が重要である。

このため、いじめの問題に対応し、区内のいじめ防止等に関する機関や団体などの連携を図るための体制を整えるなど、家庭や地域、関係機関との適切な連携の確保や情報共有する仕組みを構築していく。

また、子どもの人権擁護のために、区長と教育委員会が共同設置した世田谷区子ども条例第15条第1項に基づく「世田谷区子どもの人権擁護委員」(以下「せたがやホッと子どもサポート委員」という。)の活動と協働し、いじめへの対応等を行うとともに、同委員の活動等の児童・生徒や、保護者、区民への周知などを推進する。

さらに、PTAや地域の関係団体等と学校がいじめについて協議する機会を設定したり、地域運営学校の学校運営委員会を活用したりするなど、いじめについて家庭や地域が連携した対応を推進していく。

## 第2 いじめ防止等の具体的な対策

### 1 区及び教育委員会が実施する施策

#### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

- ・ 児童・生徒がいじめについて深く考え、理解するための取り組みとして、学校とともに日常的な教育活動を通して人権意識を高める指導や機会、道徳の授業を充実する。
- ・ 「特別の教科 道徳」を中心とした道徳教育において、児童・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう道徳の授業の改善を図る。
- ・ 生命や自然を大切にする心、社会性や規範意識などをはぐくむため、学校における自然体験活動や宿泊体験などの体験活動を推進する。
- ・ 児童・生徒が主体的に行う、いじめを生まない、許さない学校づくりに取り組む活動を支援するとともに、効果的ないじめ防止プログラムの改善・充実を図る。
- ・ 保護者や地域の方々が学校運営に参画する学校運営委員会などで、いじめの問題など、学校がかかえる課題を共有し、地域ぐるみで解決する取り組みを促進

する。

## (2) 関係機関等との連携した取り組みの推進

- ・ 区と教育委員会は、学校、せたがやホッと子どもサポート委員、区長部局関係所管部、児童相談所、人権擁護委員、警察署などで構成する「世田谷区いじめ防止等対策連絡会」を通じて、いじめ防止等に關係する機関及び団体の連携強化を図るなど、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した取り組みを推進する。
- ・ いじめなど、子どもの人権侵害にかかる問題等を公平・中立で、専門性があり、第三者的立場から調整・解決する取り組みを促進する。
- ・ 保護者が児童・生徒の規範意識を養うための指導などを適切に行うことができるよう、家庭教育への支援を行う。
- ・ いじめ防止月間を定め、児童・生徒をいじめから守り、学校、家庭、地域及び関係機関と連携して、いじめ防止等の取り組みを推進する。
- ・ 地域ぐるみで児童・生徒を見守りはぐくむため、学校運営委員会や学校協議会、学校支援のボランティア組織、新BOP、児童館など学校と地域が組織的に連携・協働する体制の推進を支援する。
- ・ 法律等の専門家と連携し、いじめをはじめとする学校の諸問題への相談・支援体制等を整備する。

## (3) いじめの早期発見と適切な対応の促進

- ・ 心理や福祉の専門家などを活用し、来所、電話、メールなど多様な相談体制の充実を図るとともに、定期的に児童・生徒及び保護者などに周知する。
- ・ 関係機関・家庭・地域と連携して問題解決を図る、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進する。
- ・ いじめ防止月間を定める中で、学校とともに、いじめの状況を適切に把握するための調査など、必要な措置を行う。
- ・ 学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は支援を行う。

## (4) 教職員等の資質の向上及び人材の確保

- ・ 学校の教職員がいじめの問題に適切に対応できるよう研修の充実を図る。また、教職員への研修機能のあり方を検討し、具現化する。
- ・ 生徒指導に係る職員体制の整備など、児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる環境の整備を推進する。
- ・ 心理や福祉の専門家などによる、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の確保など、必要な措置を講ずる。

## (5) インターネットを通じて行われているいじめ対策の推進

- ・ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールの強化など、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取り組み

を促進する。

- ・児童・生徒の情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむ活動を支援するとともに、保護者などへのネット問題等への理解・啓発を推進する。

#### (6) 校務の効率化の支援等

- ・教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切かつ組織的に取り組んでいくことができるよう、校務の改善への取り組みや、学校運営の改善を支援する。

#### (7) 啓発活動の推進

- ・保護者や地域の方々など広く、いじめの問題やこの問題への取り組みの重要性などについて、その理解を促すよう、家庭、学校、地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を推進する。

#### (8) その他

- ・いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を講ずるよう努める。

## 2 学校において実施する施策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・学校は、法第13条の規定に基づき、区の基本方針を参照し、当該小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。
- ・学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取り組みの内容などについて定める。
- ・学校は、学校基本方針を定めた後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

#### (2) いじめ防止等に取り組む組織

- ・学校は、法第22条に基づき、いじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置する。当該組織は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、スクールソポーター等で構成する。
- ・当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担うこととし、また、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・当該組織は、学校において重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導、助言または支援のもと、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### (3) いじめの未然防止

- ・児童・生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、すべての教育活動を通じて、人権教育を推進する。
- ・児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素

地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、道徳教育及び体験・体感活動の充実を図る。

- ・ 「特別の教科 道徳」の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童・生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。
- ・ 一人ひとりの児童・生徒を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営をめざす。
- ・ いじめ防止等に資する児童・生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- ・ 児童・生徒の情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむ教育活動を推進するとともに、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を促進する。
- ・ 校内研修の充実などを通じて教職員の指導力、資質の向上を図る。
- ・ 児童・生徒、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ・ 発達障害を含む、障害のある児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒、外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒、東日本大震災により被災した児童・生徒又は、原子力発電所事故により避難している児童・生徒等、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努める。

#### (4) いじめの早期発見

- ・ 日常的に児童・生徒の様子や行動を観察することにより、児童・生徒の理解を深めるとともに、保護者とも連携を図りながら、いじめの早期発見に努める。
- ・ いじめに関する情報等を記録管理するなど、教職員全体で共有する取り組みを推進する。
- ・ 教育委員会と連携し、いじめの実態等を適切に把握するため、児童・生徒を対象とする調査等を行う。
- ・ いじめを受けた児童・生徒を助けるためには、児童・生徒の協力が必要となる場合があるため、学校は児童・生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めるための行動をとる重要性を理解するよう促すとともに、主体的な態度を育成する指導を行う。
- ・ 児童・生徒やその保護者、教職員がいじめにかかる悩み等をいつでも相談できる体制を整備する。

#### (5) いじめへの対処

- ・ 児童・生徒がいじめを受けていると分かったときは、教職員が毅然とした姿勢を示し、迅速かつ組織的に事実確認を行うとともに、教育委員会に報告する。
  - ・ いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保や心のケアなどの支援を行うとともに、その保護者への情報提供及び支援を行う。
- また、必要に応じて、保護者会を開催するなど、保護者との情報共有を図る。

- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言等を行う。
- ・ 教育委員会や関係機関、心理の専門家等と連携しながら、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- ・ インターネットを通して行われる不適切な書き込み等のいじめについて、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときは、警察署との連携を図る。

#### (6) いじめの解消の判断

- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできないことを全教職員で共通理解する。いじめが「解消している」と判断する際は、少なくとも、①いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること及び、②いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされていることを確認する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。
- ・ いじめが解消にいたっていない段階では、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校においては、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

### 3 学校に係る重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)
- ・ いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)

ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている児童・生徒の状況に着目し、事案に応じてせたがやホッと子どもサポート委員等の意見を踏まえ、教育委員会が判断する。

- ・ いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (2) 区と教育委員会又は学校による調査等

- ・ 学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて速やかに区長に報告する。
- ・ 教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、学校が設置しているいじめ防止等に実効的に取り組む組織などにおいて、事実関係を明確にするための調査

を実施する。

- ・ 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。
- ・ 学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、区と教育委員会が調査を実施する。
- ・ 区と教育委員会が実施する調査は、せたがやホッと子どもサポート委員及び条例第24条第2項に規定する相談・調査専門員等が実施する。

なお、せたがやホッと子どもサポート委員等による調査において、中立性・公平性を担保するため、必要に応じて、第三者の法律、心理等の専門家等を招請した体制で事実関係を明確にするための調査を実施する場合がある。

- ・ 学校は、重大事態に関する調査の結果について、区長に報告する。
- ・ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供する。

#### 4 その他

区及び教育委員会は、この方針に定めるいじめの防止等の取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。